

令和２年９月１６日
中小企業庁企画課

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律
の施行に伴う整備省令（案）」
に関する意見募集の結果について

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う整備省令（案）」について、令和２年７月２９日（水）から８月２７日（木）まで、広く国民の皆様からの御意見を募集した結果、５件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する中小企業庁の考え方を別紙１のとおりまとめましたので公表いたします。

また、パブリックコメントに付した後、別紙２のとおり条文案に技術的修正を施しましたので、公表いたします。

今後とも、中小企業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見の概要	御意見に対する中小企業庁の考え方
1	経営革新による経営の向上の程度を示す指標について、新たに「給与支給総額」が設けられたが、本指標については、従業員数が減少した場合「給与支給総額」の伸び率を達成することは極めて困難であることや「給与支給総額」だと計画達成の難易度が高すぎることから、「給与支給総額又は1人あたり給与支給総額」とすべきではないか。	今回の「中小企業等の経営強化に関する基本方針」の改正では、計画の目標を設定する経営指標について、「経常利益」を「給与支給総額」とすることとしています。これは、雇用への貢献や、従業員への還元を計る指標である「給与支給総額」が重要であるという政策判断によるためです。このような観点からすると、1人あたりの額を用いることは適当でないため、給与支給総額のみを用いることとしています。
2	経営革新計画の認定の指標を「給与支給総額」に変更することについて当該計画制度は、個人事業主も対象となるはずだが、従業員の雇い入れの計画をたてることができなかつたり、自身の給与所得を上げずに、顧客へ還元することや革新のために設備投資に回すことを考える小規模事業者について評価されないことにならないだろうか。	今回の「中小企業等の経営強化に関する基本方針」の改正では、計画の目標を設定する経営指標について、「経常利益」を「給与支給総額」とすることとしています。これは、雇用への貢献や、従業員への還元を計る指標である「給与支給総額」が重要であるという政策判断によるためです。
3	①現在旧様式で経営革新計画を作成している中小企業者については、10月1日の施行日をもって計画を作り直すための事務負担が大きい。新様式に移行するための猶予期間を設けてもらいたい。 ②旧様式で承認を受けた中小企業者が、計画の変更を行う場合の手続はどうなるのか明示し	①御意見を踏まえ、本年12月末までは旧様式による申請を可能とする経過措置を設けました。 ②御意見を踏まえ、旧様式で承認を受けた場合、旧様式により計画の変更手続を行うこととする経過措

番号	御意見の概要	御意見に対する中小企業庁の考え方
3	て頂きたい。 ③別表 1 の法人番号について、個人事業主の場合は個人番号を記載させるべきか。また、法人番号の記入は必須であり、法人番号が確認できる証拠書類の提出が必要となるのか。 ④別表 3 の経常利益について、これまでの経営革新計画では営業利益から営業外費用のみ控除し、営業外収益は加算しない形で経常利益を算定していたが、一般的な会計原則に基づく経常利益なのか、これまで通り経営革新計画特有の考え方に基づく経常利益であるのか、明記頂きたい。	置を設けました。 ③個人事業主の場合、個人番号の記載は不要です。法人の場合、法人番号の記入は必要ですが、申請時に確認のための書類の提出は不要です（中小企業等経営強化法施行規則第 6 条第 2 項）。 ④様式 1 3 別表 3 において記載する経常利益は損益計算書における経常利益となります。別表 3 ではこの点を明確にするため、営業外費用を記載する欄を削除するとともに、経常利益から営業利益を除くとする経常利益の計算方法に関する記述を削除しています。
4	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（様式 6、6 の 2、6 の 3）」の「別紙 1」で、代表者・個人経営者が死亡の際に「戸籍謄本等」を求めると指示している点につき、 ①代表が死亡した事実が証明できる書類（「除籍個人事項証明書（除籍一部事項証明書）」があれば充分であるのに、「戸籍謄本」では同一戸籍に属するすべての人の情報が書かれており、この提出が原則であるように示すのは個人情報やプライバシー保護上、問題ではないか、	認定要件である、申請者が会社である場合における代表者（代表者であった者を含む。）が死亡したこと等を証するために必要な「戸籍謄本等」の提出を求めるものであるため、利用目的である認定審査に必要な情報の範囲を越えるものではなく、過度なプライバシー侵害が生じるおそれはないと考えております。 なお、「戸籍謄本等」は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」第 1 条第 7 項のとおり、「戸籍謄本」「戸籍抄本」に限らず「除籍謄本」「除籍抄本」並びにこれらの記載事項に関する証明書も含む概念であるため、御指摘頂

番号	御意見の概要	御意見に対する中小企業庁の考え方
4	②(別紙 1)における「戸籍謄本等」(2 か所)を、「除籍個人事項証明書(除籍一部事項証明書)等」に修正・アップデートすべきではないか。	いた書類は網羅しております。 (参考) 「戸籍謄本等」は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 7 項において以下のとおり定義されています。 「この省令において『戸籍謄本等』とは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書をいう。」
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則様式 6、6 の 2、6 の 2 の申請様式につき、法人番号記載欄を設けるべきではないか。	申請様式に商号・所在地・代表者名を記載していただくことにしており、それらで法人が特定されることから、法人番号の記載は不要としております。

該当部分	修正内容
制定文	「及び関係法令を実施するため、」を追加するとともに、表現を修正しました。
中小企業信用保険法施行規則	生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証」の前の「並びに」を「、」に修正しました。
経営強化法施行規則 (経営革新計画)	本年 12 月末までは旧様式による申請を可能とし、旧様式にて申請し承認を受けた場合、当該計画の変更申請の際も旧様式を用いることとする経過措置を設けました。
経営強化法施行規則 (経営革新計画様式 1 3 別表 3)	記載欄を追加しました。また、「(各種指標の算出式)」を「(各種指標の算出方法)」に、「(付加価値額等の算出方法)」を「(算出時における留意点)」に修正しました。
経営強化法施行規則 (経営革新計画様式 1 3 記載要領の 7)	その他の対策の記載方法について、「追加対策を実施することとした場合は、」を「実施する取組を追加することとした場合は、」に修正しました。
独立行政法人中小企業 基盤整備機構の産業基 盤整備業務を除く業務 に係る業務運営、財務 及び会計並びに人事管 理に関する省令第十七 条第二項	先般の独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正に伴う号ズレが反映させていなかったことから、「機構法第十五条第一項第五号及び第十五号に掲げる業務に限る。」を「機構法第十五条第一項第五号及び第十四号に掲げる業務に限る。」に修正しました。
中小企業における経営 の承継の円滑化に関す る法律施行規則 (様式 6 の 3 別紙 2・別添)	「株式氏名」を「株主氏名」に、「計画 3 期目」を「計画 4 期目」に、「(単位：)」を「(単位：千円)」に修正しました。

※上記の他、インデント等の形式的な修正を施しました。